



## 年金制度が改正 Part.5 「繰上げ・繰下げと老後の生活設計」

早いものであっという間に師走が訪れ、この原稿が2023年1月号となるが、私にとっては今年最後の執筆となる。毎年のことながら、1年間ずっと時間に追われながら経過してしまった。私はこの方、週休2日というサイクルを経験したことが無いし、祝祭日もほぼほぼ仕事に明け暮れてきた。まだ行きたいところは沢山あるし、やりたいことも沢山あるのだが、それを実行するには1日の時間も休日も、あまりにも不足している。年は黙っていても取っていくし、何時になったら「遊び惚ける日々」が訪れるのだろうか…。と、いくらばやいても自ら招いたことで誰にも文句は言えないし、来る2023年の年こそ意を決し、休むぞ、遊ぶぞ…！？

これまで年金制度の改正に触れ、早Part.5まで来てしまった。繰上げ・繰下げを解説してきたが、その選択はそれぞれが置かれた状況によって異なるし、その後の生き方にも関係することだ。年金の受給方法の選択は老後が訪れてから考えるのではなく、早めの想定をすることが大切だ。これまで何度も何度も、くどい程言ってきたが、将来を「見える化」するこ

とが大切なのである。その上で、年金受給を“繰上げるのか”、“繰下げるのか”的判断が見えてくる。「繰下げ」を選択し、これからという時に“もっと早く受け取っておけば”は“時すでに遅し”になってしまう。私が過去に取れなかった、いや取らなかった休日や時間も、繰下げてきたわけではないので、過ぎ去りし日々は今さら取り戻すことは出来ない。私のことなどはどうでも良い話だが、年金の受給方法に関しては将来の見える化を図った上で、それぞれの意思をもって決めるべきなのである。読者の皆さんも、2023年を将来展望元年として捉え、シミュレーションしようではないか…。

今月号は、これまで解説した「繰上げ・繰下げ」の注意点を解説するとともに老後の生活設計について触れてみようと思う。平均寿命の伸びは大歓迎ではあるが、経済的な面においての準備が出来ていなければ、ある意味リスクを抱えることにもなってしまう。将来の安定と安心のためにも、収支の「見える化」とライフプランを考えてみよう。

なった日までの年金が未支給の年金として、遺族にまとめて支払われるのと、この場合は問題ない。仮に70歳直前に本人が亡くなつたとすれば、遺族は5年近い期間の未支給年金を受け取れる訳だが、年金額は繰下げによる割増しの金額ではなく通常の支給金額となつてしまふ。また、それに加えて遺族年金（遺族基礎年金と遺族厚生年金）を受け取ることができるが、結局

70歳まで年金を繰下げたものの、受給開始前の待機中に本人が亡くなった

緑下げる場合の主な留意点を上げたが、最も気になる点は次の点だ。  
緑下げ待機中に本人が死亡したら?

- 老齢厚生年金については、「在職老齢年金」によって年金額が調整（減額）される部分は、縁下げても増額の対象外。

- 老齢厚生年金、老齢基礎年金の両方を繰下げるほか、どちらか一方だけを繰下げたり、別々の時期に繰下げることもできる。

●年金額が増額された場合、介護保険料や税金なども増えるため、増額率だけ手取額が増える訳ではない。

### 繰下げる場合の留意点

# 生活

生活に  
何かと役立つ  
連載コラム



齊薩 廉勝

**黒豚廣務**  
(さいとう ひろかつ)  
株式会社トータルライフサポート  
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

**保険と暮らしの相談センター**

**あなたの夢の実現へのお手伝い!!**

**相談メニュー**

- ✓ 家計の総合診断(ライフプラン)
- ✓ 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- ✓ 住宅取得、住宅ローンの見直し
- ✓ 子どもの教育資金計画
- ✓ 年金・老後資金計画

**相談料は  
無料です!!**

お気軽にご相談ください。

**株式会社  
トータルライフサポート**

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22  
●営業時間 / 9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)  
●定休日 / 水曜日

**TEL 018-827-7611**  
**Fax 018-827-7610**  
**URL <http://tls-akita.co.jp>**

**洋服の  
青山**

QRコード

のところ繰下げた意味はなかったといふことになるのだが、問題は次だ。

### 待機終了後の増額年金の受給後に本人が死亡したら?

最大の問題は、繰下げ待機中に亡くなつた場合であれば、未支給の年金として遡って受け取れるが、本人が受給後に亡くなつた場合、待機期間中に貰わないのでしまつた年金の権利は失われてしまうということだ。仮に増額年金の受給開始の直後に亡くなつた場合、増額の恩恵を受けられなかつたばかりか、待機期間中の権利も水の泡となつてしまつ。

### 加給年金は支払われない! 増額されない?

加給年金は、「年金における家族手当」と呼ばれるものだが、老齢厚生年金の受給開始を繰下げてしまつと、その待機期間中は「加給年金も支払われない」。本来支給の場合、厚生年金の被保険者である夫が65歳に到達した時点で、年下の妻がいた場合には、妻が65歳の年金受給権を得るまでの間、給年金として年額38万8,900円が通常の老齢厚生年金にプラスして支給される。仮に、10歳年下の妻がいる場合、加給年金の10年間の総額は400万円近くになる。しかし、人が年金を多くもらおうと、75歳まで(10年間)繰下げてしまつと、10年分の加給年金(388万9,000円)は全くもらえないことになつてしまふ。ああ、もつたない…。勿論、繰下げはデメリットだけではないし、繰下げを利用するべきと思われる場合も少なくない。要するに、それぞれの状況

下において年金受給をシミュレーション、それぞれの戦略を立てる必要があるのだ。

### 公的年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

では、年金受給の実態はどうなつてゐるかを見てみよう。厚生労働省の2019年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」によると、繰上げ受給を選択した人は、国民年金では12.4%、厚生年金では0.4%となつてゐる。一方、繰下げ受給を選択した人は、国民年金では1.5%、厚生年金では0.9%に止まつており、思いの外少ない。本米受給を選択した人は、国民年金では86.2%で、厚生年金にあつてはなんと98.7%だ。(表1参照)この結果を見ると、繰上げ・繰下げの制度をどれだけ理解され、自身にとっての最善の方法を選択しているのか、甚だ疑問に思えてきた…! 加入する年金制度や受給金額はそれぞれに大きな違いがあり、繰上げ・繰下げの判断はもつとバラついて然るべきだと思うのだが…。

### 年金受給金額の分布

繰上げ・繰下げの状況は前項の通り本来受給が大半だとすれば、受給金額の分布はどうなつてゐるのだろうか…。受給金額の違いは、繰上げ・繰下げの判断をするにあたつて大きな意味を持つのだが、その実は如何に…。(表2・3参照)

結果は予想通り大きな差があるようだ。国民年金を受給金額の分布を月額5万円未満と月額5万円以上で分けてみると、月額5万円未満は27.4%、月額5万円以上は72.6%といふ結果だ。国民年金は20歳から60歳ま

で加入する義務があるため、本来であれば受給金額に大差はない筈であるが…。一方、厚生年金の加入者はどうだろうか…? 月額20万円未満の合計は82.9%、月額20万円以上は17.2%という結果だ。さらに男女別では、女性の場合、月額20万円未満の合計は98.6%、月額20万円以上は1.4%だ。繰下げ受給を選択するとその分年金額が増えるが、選択する人はまだまだ少ないようだ。何なんだから♪

### それぞれに合つた年金戦略を…

「高年齢者雇用安定法」が一部改正となり、70歳までの就業を確保する措置(努力義務)が取られた。平均寿命の延びも相まって、長くなる老後経済の安定を求めて、今後は繰下げ受給を選択する人が増えるかもしれないが、不使用安易な繰下げは大きな不利益を被つてしまふかも知れない。どちら法を選ぶか!? どんな受給方法であつてもその制度 자체が良い悪いということではなく、如何にそれぞれの環境に合つた戦略を立てるかが重要なのであり、早めの試算「見える化」を実行したいものだ。

### 来月号は

「プラボー・ぶらぼー」と言えるような年を過ごせるように、新しいテーマを考えることにしよう。

【表2】国民年金の受給金額別割合

| 国民年金  | ~2万円未満 | 2~3万円未満 | 3~4万円未満 | 4~5万円未満 | 5~6万円未満 | 6~7万円未満 | 7万円~ | 平均月額    |
|-------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|------|---------|
| 割合(%) | 1.2    | 2.9     | 9.0     | 14.3    | 23.2    | 43.9    | 5.5  | 55,946円 |

【表3】厚生年金の受給金額別割合

| 厚生年金  | ~5万円未満 | 5~10万円未満 | 10~15万円未満 | 15~20万円未満 | 20~25万円未満 | 25~30万円未満 | 30万円~ | 平均月額     |
|-------|--------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|----------|
| 割合(%) | 2.0    | 18.6     | 31.0      | 31.3      | 15.2      | 1.9       | 0.1   | 147,950円 |
| 男性    | 0.4    | 6.9      | 25.6      | 42.0      | 22.2      | 2.8       | 0.2   | 168,857円 |
| 女性    | 5.1    | 41.7     | 41.8      | 10.0      | 1.3       | 0.1       | 0.0   | 106,524円 |

【表1】

|      | 繰上げ受給 |        | 本来受給 |         | 繰下げ受給 |         |
|------|-------|--------|------|---------|-------|---------|
|      | 受給率   | 平均月額   | 受給率  | 平均月額    | 受給率   | 平均月額    |
| 国民年金 | 12.4  | 42,212 | 86.2 | 56,518  | 1.5   | 75,554  |
| 厚生年金 | 0.4   | 91,970 | 98.7 | 114,647 | 0.9   | 152,622 |

【表1～表3】

厚生労働省の2019年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」  
注意:厚生年金の平均月額には基礎年金月額を含む。